

理事、幹事及び評議員の報酬の支給の基準に関する規定

1) 理事、幹事及び評議員に対する報酬については、これを無報酬とする。

なお、この規程は定款第八条及び、平成29年6月10日開催の評議員会の議案(4)の議決により承認されている。